

施設基準等に関するご案内

当院は厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、近畿厚生局へ届出を行っています。

基本診療料

- 情報通信機器を用いた診療
- 外来感染対策向上加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算 1
- 時間外対応加算 3

特掲診療料

- 生活習慣病管理料（Ⅱ）
- 充実管理加算 3
- プログラム医療機器等指導管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ－2

透析・慢性腎臓病関連

- 人工腎臓
- 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 腎代替療法診療体制充実加算
- 糖尿病合併症管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料

当院では透析治療を受けられる患者さまに対し、安全で質の高い透析医療を提供しています。また、糖尿病や慢性腎臓病を有する患者さまに対して、足潰瘍や下肢切断などの重篤な合併症を予防するため、フットケアや下肢循環の評価を実施しています。さらに、慢性腎臓病患者さまには血液透析・腹膜

透析・腎移植を含めた腎代替療法について十分な情報提供を行い、患者さまがご自身に合った治療法を選択できるよう支援しています。

睡眠時無呼吸症候群関連

- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

当院では睡眠時無呼吸症候群に対する CPAP（持続陽圧呼吸療法）について、持続陽圧呼吸器療法機器の使用時間等をモニタリングできる体制を有しており、適切な指導管理による治療効果の向上と安全な療養支援に努めています。

電子的診療情報連携体制整備加算 1 について

当院では医療 DX を通じて、質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

- オンライン資格確認等システムを導入し、マイナ保険証の利用を促進しています。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報（薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を、医師が診察室等で閲覧・活用できる体制を有しています。
- マイナ保険証の利用促進など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や、電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、より高度な医療連携体制を整備しています。
- 医療の透明化や患者様への情報提供を推進するため、領収書の際、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で発行しています。

外来感染対策向上加算について

- 当院では院内感染防止対策を推進しています。
- 発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する患者さまに対し、適切な感染防止対策を講じた上で診療を行っています。

- また、感染対策に関する研修や地域医療機関との連携を行い、感染防止対策の向上に努めています。

時間外対応加算 3 について

当院では継続的に受診されている患者さまからの時間外の問い合わせに対応できる体制を整えています。

生活習慣病管理料（Ⅱ）について

高血圧症、脂質異常症又は糖尿病を主病とする患者さまに対し、療養計画書を用いて総合的な治療管理を行っています。患者さまの状態に応じて、食事療法、運動療法、体重管理、血圧管理、禁煙指導等を実施し、生活習慣病の重症化予防に取り組んでいます。

充実管理加算 3 について

2026 年 10 月 1 日より厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、充実管理加算 3 を算定しております。充実管理加算 3 とは、厚生労働省が実施する「外来医療等調査」に準拠したデータを正確に作成し、継続して提出されることを評価したものです。当院はこの調査におけるデータの実績が認められた保険医療機関に認定されております。対象となるのは高血圧・脂質異常症・糖尿病で通院されている方です。

一般名処方について

当院では後発医薬品の使用促進及び医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、医薬品の商品名ではなく有効成分の名称を処方箋に記載することです。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品を提供しやすくなります。

長期収載品の選定療養について

令和 6 年 10 月より、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を患者さまの希望により選択される場合は、選定療養の対象となることがあります。

対象となる場合は、保険薬局において所定の自己負担が発生します。制度の詳細については、処方箋をお持ちになる保険薬局へお問い合わせください。

ベースアップ評価料について

当院では医療現場で働く職員の賃上げを実施し、良質な医療提供体制を維持するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

最終更新日：令和8年10月1日